

し尿

4月のし尿収集作業

4月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

月日	区	域
4月1日(日)		
2日(月)	青木町六〜九丁目	
3日(火)	青木町二〜五丁目	
4日(水)	春日町一〜七丁目	
5日(木)		
6日(金)	湯山町、神明町、沢渡町	
7日(土)		
8日(日)		
9日(月)	稗田町一〜五丁目	
10日(火)		
11日(水)	稗田町五・六丁目、二池町一〜三丁目	
12日(木)	二池町四〜六丁目	
13日(金)	碧海町一〜五丁目	
14日(土)		
15日(日)		
16日(月)	芳川町、田戸町二・三丁目	
17日(火)	田戸町二・四丁目	
18日(水)	田戸町五〜七丁目	
19日(木)	本郷町	
20日(金)	呉竹町二〜六丁目	
21日(土)		
22日(日)		
23日(月)	呉竹町六・七丁目、屋敷町一〜三丁目	
24日(火)	屋敷町四〜七丁目	
25日(水)	向山町一〜六丁目	
26日(木)	向山町六丁目、小池町	
27日(金)	小池町、新田町、八幡町	
28日(土)		
29日(日)		
30日(月)	論地町、清水町	

作業は、天候などの理由で2〜3日前後することがあります。また、臨時にし尿収集を希望される方は、2〜3日前までに収集業者へ申し出てください。

申込先(収集業者)

高浜衛生㈱

☎53-0516

問合せ先

岡市民生活グループ

☎52-1111 (内線265)

国保

就職・退職したときは 国民健康保険の届き出を

各職場の医療保険(会社の健康保険や共済組合など)に加入している方以外は、すべての方が国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。

職場の医療保険をやめて、国保に加入する場合、職場の医療保険をやめた日から、国保に加入することになります。

届き出が遅れると、さかのぼって保険税を支払うことになり、また、届き出日より前の医療費が保険適用にならないことになります。

国保の保険税は、加入した月から月割で計算されます。加入した月とは、届き出した月ではなく、前の健康保険などをやめた月、あるいは、他の市町村から転入した月をいいます。

たとえば、一昨年の3月に会社を退職された方が、医療機関にかかりたいために、国保加入

の届き出をしたときは、届き出をした月からの保険税からではなく、一昨年の3月にさかのぼって(最高3年)保険税を納めていただくこととなります。なお、届き出日より前の医療費については、全額自己負担となります。手続きは、忘れずに14日以内に行なってください。

問合せ先

岡市民窓口グループ
☎52-1111 (内線216・261)



求人情報

—2月9日現在—

事業内容 求人番号	事業所所在地	職種	年齢(歳)	賃金(円)	就業時間
建設用粘土製品製造 23110-1425271	田戸町	出荷係	不問	175,000~ 250,000	・8:00~17:00 ・8:00~15:00
建設用粘土製品製造 23110-1521871	豊田町	一般事務	20~25	163,000~ 180,000	8:00~17:00
窯業・土石製品製造 23110-1859471	論地町	営業・釉薬製造	30以下	138,000~ 258,000	8:00~16:30
土木工事業 23110-1978671	春日町	施工管理	25~55	180,000~ 350,000	8:00~17:00
一般貨物自動車 運送業 23110-1987571	呉竹町	運転手	不問	160,000~ 275,000	8:00~17:00

※広報発行時点で充足・取消となっている場合がありますので、ご注意ください。

市内の企業では、上記のような求人のほかにも数多くあります。

問合せ先 刈谷公共職業安定所

☎21-5001

高齢者職業支援室(市役所1階) ☎52-1111 (内線254)